

写

4 消 安 第 6 2 9 号
令和 4 年 4 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫対策については、「年末年始、春節等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について」(令和3年12月17日付け3消安第4985号農林水産省消費・安全局長通知)等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の遵守徹底の指導及び万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

海外においては、アフリカ豚熱については、昨年11月にタイ王国において初めて発生が確認されるとともに、周辺国における発生は拡大しており、また、旅客が携帯品にて違法に持込もうとした豚肉製品から感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスが検出されるなど、我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクは依然高い状況にあります。さらに、口蹄疫については、平成22年以降我が国においては発生が確認されておりませんが、中国では、昨年10月にも口蹄疫(0型)が確認されました。我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、より一層、防疫対策を徹底する必要があります。

我が国においても、豚熱については、飼養豚において令和3年4月以降17件発生しており、野生イノシシにおいても、本年3月には山口県で初となる感染が確認されました。従前から繰り返しお伝えしておりますが、ワクチンのみで豚熱の発生を抑えることは困難であることから、ワクチンを接種した農場においても、豚熱に対し引き続き警戒いただくとともに、アフリカ豚熱等の家畜伝染病への対応も念頭に、飼養衛生管理の徹底等により、発生予防対策に万全を期すことが不可欠です。また、昨年11月から発生が続いている高病原性鳥インフルエンザについて、今シーズンは22事例発生し、約189万羽の殺処分となっています。本年4月以降も5件の発生が確認されており、引き続き、渡り鳥の移動が続くゴールデンウィークの期間も油断せず、警戒を継続する必要があります。

つきましては、下記の内容について、家畜の所有者をはじめ市町村、関係機関、関係団体等に対して周知し、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫

対策に万全を期するよう、改めて指導の徹底をお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

令和4年3月1日より、COVID-19の世界的な感染拡大による入国条件の厳格化が見直され、観光目的以外の入国が認められるようになった。これに伴い、海外からの渡航者が増加しており、アフリカ豚熱や口蹄疫等が発生している国・地域から人・モノの往来が増えているところ。この状況を踏まえ、畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛するよう要請するとともに、これらの国・地域から外国人技能実習生を受け入れている畜産関係者等に対して、携帯品や国際郵便による畜産物の持込み禁止の周知を徹底するよう、要請すること。

2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止の徹底

(1) 家畜の所有者に対し、必要のない者が衛生管理区、特に畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等を指導すること。また、これまでのワクチン接種農場で続いている豚熱の発生事例や高病原性鳥インフルエンザの発生事例においては、特に豚舎及び鶏舎に入る際の長靴・手袋交換や手指消毒が適切に実施されていない事例が多くみられたことから、農場の従業員も含め、衛生管理区域、特に畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・長靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等を実施するよう指導すること。消毒に当たっては、有機物の存在を前提に適切な濃度の消毒薬を使用するとともに、踏込消毒槽など希釈後一定期間蔵置する消毒薬は、汚れた場合だけでなく、少なくとも1日1回は交換するよう指導すること。

(2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの設置や畜舎壁、天井の破損の点検等を指導すること。防護柵、防鳥ネットの未設置及び不適切な設置状況の農場に対しては引き続き指導するとともに、設置済の農場においても定期的な点検及び必要に応じた修繕を実施するよう指導すること。

3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等については、その特徴的な臨床症状について、いわゆる「特定症状」が定められている。ついては、家畜の所有者、獣医師、民間検査機関等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条

第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定める豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 緊急時における連絡体制の確保及び周知

休日においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制の確認を行うとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に改めて周知すること。あわせて、防疫措置の初動対応が迅速かつ的確に図られるよう、資材の調達先、人員の動員元等との間で緊急連絡体制を確認し、資材についてはゴールデンウィーク中であっても、確実に入手できることを確認すること。特に、年度当初での担当者の人事異動も考慮し、連休中の閉庁日であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、速やかに連携体制を点検すること。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な埋却地、人員、防疫資材等の事前確保

昨年10月に一部変更を行った各疾病の特定家畜伝染病防疫指針において規定されているとおり、①家畜の飼養者に対し、防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について確認を行い、十分でない場合は、防疫指針に基づく調整を行うこと。また、②発生に備え、防疫作業時の動員計画を事前に策定し、家畜衛生担当部局のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図ること。加えて、作業人員が不足する場合に、農林水産省消費・安全局動物衛生課を通じて農林水産省や家畜改良センターの職員、他県の家畜防疫員の派遣要請を行い、速やかに殺処分等が行えるよう事前に計画すること。さらに、③動員計画と併せて調達計画を事前に策定し、滞りなく防疫措置が実施されるよう、防疫作業に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な資機材及び運搬車、動員される者の移動に要する車両等を確保すること。特に、防疫資材については、急な需要増にも対応できるよう潤沢に確保するとともに、不足時に緊急的に購入できる業者を確認して常時資材が不足しない体制を迅速に構築する。

以上